

告 示

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年七月二十七日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
白岡市	令和三年九月一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	白岡市役所公用車 駐車場
蓮田市	令和三年九月二日及び 同月三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	蓮田市役所来客駐 車場
羽生市	令和三年九月七日から 同月九日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	羽生市民プラザ一 階搬入口前
行田市	令和三年九月十四日か ら同月十六日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	行田市役所西側駐 車場
北本市	令和三年九月二十八日 及び同月二十九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	北本市役所市庁舎 前駐車場
宮代町	令和三年十月十四日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	宮代町役場駐車場

杉戸町		
令和三年十一月十六日	令和三年十一月九日から同月十一日まで	令和三年十一月八日
午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで
杉戸町役場駐車場	加須市民運動公園駐車場	大利根総合支所駐車場